

茨城県訪問介護事業所緊急支援金 支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、令和6年度介護報酬改定において基本報酬が引き下げられた状況にあっても運営を続ける訪問介護事業所の負担を軽減し、安定的な訪問介護サービスの提供を図るため、訪問介護事業所を運営する法人に対し、予算の範囲内において茨城県訪問介護事業所緊急支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「訪問介護事業所」（以下「事業所」という。）とは、介護保険法に規定する訪問介護事業所（夜間対応型訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を含む。ただし、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービス事業所を除く。）であり、県内に所在するものをいう。

(支給対象者)

第3条 本支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者とする。

- (1) 令和7年3月31日時点において、事業所の開設について所轄の行政庁の指定を受けていること
- (2) 支援金を申請する時点において、休止又は廃止していないこと

(支給額)

第4条 本支援金の支給額は、以下の式により算出した額とする。なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{支給額} = \text{令和6年度の介護報酬受給額} \times 0.023 \div (1 - 0.023)$$

※ 令和6年度の介護報酬受給額は、事業所が令和6年度に提供したサービスの対価として、茨城県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から支払いを受けた金額をいい、県が国保連から提供された情報に基づき算出するものとする。なお、過誤調整を実施した場合は、令和7年8月審査分までに国保連が確定したものに限り、反映することとする。

(不支給要件)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を支給しない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
- (2) 代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者・施設

- (3) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (4) 偽りその他不正の手段を用いて、本県から給付金等金銭の交付を受け又はその交付の申請をしたことがある者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

(警察本部への確認)

第6条 知事は、支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）について、必要に応じ前条第1号から第3号までの各号の該当の有無を県警察本部長に照会することができるものとする。

(支援金の申請)

第7条 申請者は、茨城県訪問介護事業所緊急支援金支給申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

なお、事業所を運営する法人は、原則として、県内で運営する全ての事業所の申請を取りまとめて、一括して知事に申請するものとし、この申請は、対象となる事業所1か所につき1回限りとする。

2 前項の申請期間は、知事が別に定める。

(申請のみなし取下げ)

第8条 知事は、関係書類に不備等があり、申請者に連絡・確認がとれない期間又は申請者が不備修正に応じない期間が30日間続いた場合には、当該申請が取り下げられたものとみなすことができる。

(支援金の支給の決定等)

第9条 知事は、第7条第1項の申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認められるときは支援金の支給を決定するものとする。

2 知事は、支援金の支給を決定した場合は、申請者に対し、支給決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

3 知事は、本条第1項の審査の結果、支援金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し、不支給決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

(宣誓・同意事項)

第10条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意を要する。

- (1) 第3条に規定する支給対象者であること及び第5条に規定する要件に該当しないこと
- (2) 本支援金の受給後も対象事業所・施設の運営を継続していく意思があること
- (3) 本申請に関し、県から検査・報告等の求めがあった場合には、これに応じること
- (4) 本支援金の支給額の算出にあたり、国保連から申請者に支払われた介護給付費給付実績等の情報について、県が国保連から提供を受けること
- (5) 支援金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報などが第三者から取得される場合があること
- (6) 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、支援金の返還等に応じるとともに、

加算金等を支払うこと

- (7) 不正受給と判断された場合、申請者名を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には告訴される場合があること
- (8) 県及び県内市町村における事業者支援施策の検討・推進に当たり、提出した情報が活用される場合があること
- (9) 申請内容の根拠となる資料及び申請に関係する書類を5年間保存すること

(検査及び報告)

第11条 知事は、支援金の適正な支給のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。

- 2 申請者は、前項の検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(支給決定の取消し等)

第12条 知事は、支援金の支給を受けた者が故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない支援金の支給を受け、又は受けようとする場合は、支給決定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項に該当すると認めたときは、同項に該当すると認めた日又は支援金の支給決定を取り消した日以後、当該者に支援金を支給しないものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

(支援金の返還等)

第13条 知事は、前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した支援金の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定に基づく支援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項の規定に基づく支援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 4 第1項の規定に基づく支援金の返還及び第2項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。

様式第 1 号

茨城県訪問介護事業所緊急支援金 支給申請書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

茨城県訪問介護事業所緊急支援金の支給を受けたいので、別添のとおり必要な書類を添えて申請します。

なお、申請に当たっては、「茨城県訪問介護事業所緊急支援金 支給要綱」の内容を確認し、理解しました。

1 申請者（法人情報）

フリガナ				
法人名				
法人代表者	職名			
	氏名			
主たる事務所の所在地	郵便番号		—	
	住所			

2 連絡担当者

担当者	職名				
	氏名				
電話番号		—		—	
メールアドレス					

3 申請事業所数 ※（別紙）事業所内訳書に記載してください（自動転記されます）

事業所類型	事業所数
訪問介護	か所
夜間対応型訪問介護	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	か所
合計	か所

4 振込先口座

茨城県から私に支払われる支援金は、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード (4桁)		支店コード (3桁)	
フリガナ			
口座名義			
口座番号 (7桁)		預金種目	

5 宣誓・同意事項

- ・申請にあたり、以下の事項について、宣誓・同意いただく必要があります。
- ・各条項を確認のうえ、宣誓・同意いただく場合は○を入力してください。

1	「茨城県訪問介護事業所緊急支援金支給要綱」第3条に規定する支給対象者であること及び第5条に規定する要件に該当しないこと
2	本支援金の受給後も対象事業所・施設の運営を継続していく意思があること
3	本申請に関し、県から検査・報告等の求めがあった場合には、これに応じること
4	支援金の支給額の算出に必要な範囲において、国保連から申請者に支払われた介護報酬額等の情報について、国保連から県に提供されること
5	支援金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報が第三者から取得される場合があること
6	虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、支援金の返還等に応じるとともに、加算金等を支払うこと
7	不正受給と判断された場合、申請者名を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には告訴される場合があること
8	県及び県内市町村における事業者支援施策の検討・推進に当たり、提出した情報が活用される場合があること
9	申請内容の根拠となる資料及び申請書類を5年間保存すること

以上、すべての事項について、宣誓・同意します。

--

(別紙) 事業所内訳書

通し番号	介護保険事業所番号	事業所所在市町村	事業所名	サービス名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				

(支援金申請事業者) 殿

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県訪問介護事業所緊急支援金 支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった上記支援金については、下記のとおり決定したので、茨城県訪問介護事業所緊急支援金支給要綱第 9 条第 2 項の規定により通知する。

記

1 支給金額 金 円

2 支給金額の内訳については、次のとおりであること。

(単位：円)

介護保険 事業所番号	事業所名	支給金額

様式第 3 号

第 号
令和 年 月 日

(支援金申請事業者) 殿

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県訪問介護事業所緊急支援金 不支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった上記支援金については、下記の理由により支給しないことに決定したので、茨城県訪問介護事業所緊急支援金支給要綱（以下「要綱」という。）第 9 条第 3 項の規定により通知する。

記

1 不支給決定理由

- ☐ 要綱第 3 条に規定する支給対象者の要件を満たさないため
- ☐ 要綱第 5 条に規定する不支給要件に該当するため
- ☐ その他
()